

米のカドミウムの基準値が改正されました

～平成23年2月28日施行～

山形県農林水産部

このたび、食品衛生法に定める米のカドミウムの基準値が改正されました。農家の皆さんはじめ関係者が共通の理解に立って、引き続き山形の良質で安全安心な米づくりに取り組んでいきましょう！

【概要】

☆米には、人の健康を損なうことがないようにカドミウムの含有量に基準値が設定されています。

☆これまでの1.0ppmから0.4 ppm に、より厳しくなり、平成23年2月28日から施行されました。

【主な改正内容】

項目	これまで	改正後 (平成23年2月28日以降)
成分規格(基準値)	1.0ppm未満	0.4ppm以下
検体(検査対象)	玄米	玄米および精米

※これまで1.0ppm未満であっても、0.4ppm以上1.0ppm未満の米は（社）全国米麦改良協会が買上げていましたが、このたび基準値が0.4ppm以下に改正されたことにより、施行日以降、買上げ事業は廃止されました。

【技術対策】

出穂前後それぞれ3週間は、水田の土が乾くと土の中のカドミウムがイネに吸収されやすくなります。夏場の水管理を徹底しましょう。

☆カドミウムについて

日本には、全国各地に鉛・銅・亜鉛の鉱山や鉱床が多数あります。カドミウムは、このような鉱山や鉱床に含まれて天然に存在し、さらに、鉱山開発や精錬などの人の活動によって環境中へ排出されるなど、いろいろな原因により水田などの土壌に蓄積してきました。（厚生労働省HPより抜粋）

詳しくは最寄りの各総合支庁各農業技術普及課、JAまたは山形県農林水産部環境農業推進課にお問合せ下さい。